

し とく 知っ得！かしこい消費者

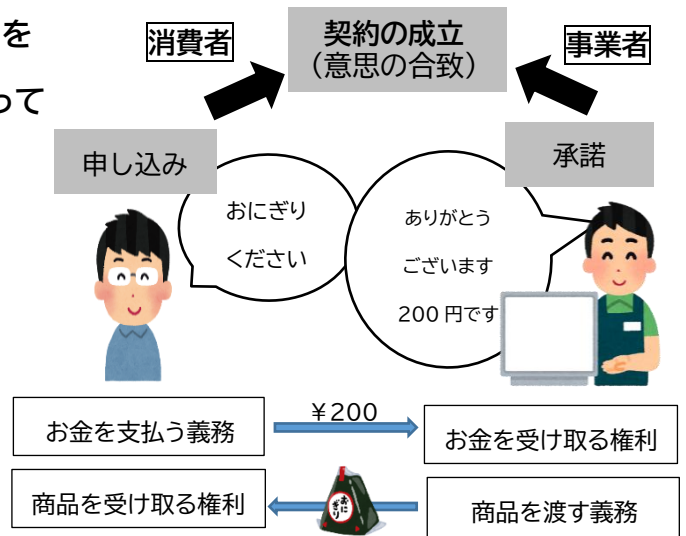
【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当 ☎03-5246-1144

「契約」と聞くと、大人がすること、自分には関係ないと思いませんか。実は、みなさんも毎日の生活の中で、いろいろな「契約」をしています。私たちが生活していく上で、避けては通れない契約について、その基本を学びましょう。

『契約』の基本を知ろう！

契約とはお互い守らなければならない、法的な責任を伴う約束のことです。契約は、当事者両方の合意によって成立します。

例えば、商品の売り買いを行う売買契約の場合、「買います」という申し込みの意思表示と、それに対する「わかりました」という承諾の意思表示が合致することで契約は成立します。



クイズ 次のうち、「契約」にあたるのはどれでしょう？

① インターネットで服を買う



② ピザの宅配を頼む



③ 友達と映画に行く約束をする



④ 親にお小遣いをもらう約束をする



⑤ 美容室で髪を切る



⑥ ファミレスで食事をする



買い物をする時の注意点

その1

ネット通販で親にスニーカーを買ってもらったが、サイズが小さかった。ワンサイズ上のスニーカーに交換してほしい。



注意点1

交換に応じてもらえるかどうかは、ネットショップにより異なります。サイズが合うか心配な場合は、申し込む前に交換できるかなど、条件を確認しましょう。

その2

A店でTシャツを1,500円で購入したがB店では1,000円で売っていた。まだ使っていないのでA店にTシャツを返し、B店で買い直したい。



注意点2

他店の方が安かったからといって、一度購入した商品を簡単に返品することはできません。返品するにはお店の同意が必要です。



未成年者の契約は取り消せます

18歳未満の未成年者が結ぶ契約には、原則として保護者の同意が必要です。保護者の同意がなく結んだ契約は取り消すことができ、これを「未成年者取消権」といいます。取り消された場合、契約は最初からなかったものとして扱われます。

ただし、契約を取り消せない場合もあるので、注意しましょう。

契約を取り消せない場合

- おこづかいの範囲内で契約した場合
- 成人であるとうそをついて契約した場合
- 保護者の同意を得ていると、うそをついて契約した場合 など

※取り消しの申し出は記録に残る郵便で行いましょう

一度合意した「契約」は一方向的にやめることはできません。購入する前に「本当に必要か」「その商品でいいのか」など、よく考えるようにしましょう。

